

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年八月五日から同月十八日までの間縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中尾 真大	桜井市大字上之庄六五 二番地の一 コートメ ルベージュ四〇八号	橿原市十市町一二六番ほか二筆
渡邊 寛之	吉野郡大淀町大字北野 二一番地の三	吉野郡大淀町大字佐名伝五四五 番ほか九筆

二 申請年月日

平成二十八年七月二十九日